全ての争議を解決し
安全・安心の航空へ

航空連ニュース

航空労組連絡会
大田区羽田 5-11-4 ﾌｪﾆｯｸｽﾋﾞﾙ
Tel 03-3742-3251
Fax 03-5737-7819
№957(34-7)2019 年 11 月 21 日

争議団からもオリパラ組織委に要請

JAL は解雇争議を放置したままで、公式スポンサーにふさわしいのか？？

165 名の不当解雇からまもなく 10 回目の大晦日を迎えます。JAL 経営が解決の為の交渉をすると約束してから 1 年半が経過しても、JAL の誠意ある対応は見られず争議は解決していません。憲法違反を伴う解雇を強行しながら、未だに解決しようとしない JAL が、2020 東京オリパラの公式スポンサーとなり、来年 3 月には聖火の輸送にも携わることになっています。

JAL が解雇争議を放置することは、差別禁止を定めたオリンピック憲章に反するだけでなく、オリパラに参加する全ての国や企業に求められている「労働をはじめ各分野での国際基準の遵守を定めた調達コード」にも違反します。

支援共闘でもすでに要請をしていますが、10 月 29 日に JAL 争議団としてオリパラ組織委員会に対して、「JAL が公式スポンサーにふさわしい企業であるか調査」するよう要請するとともに、手元に届いている「要請ハガキ」388 枚を提出しました。

対応した担当者は要請書を受け取り、ハガキについては「これですね」と、ご存知のようでした。

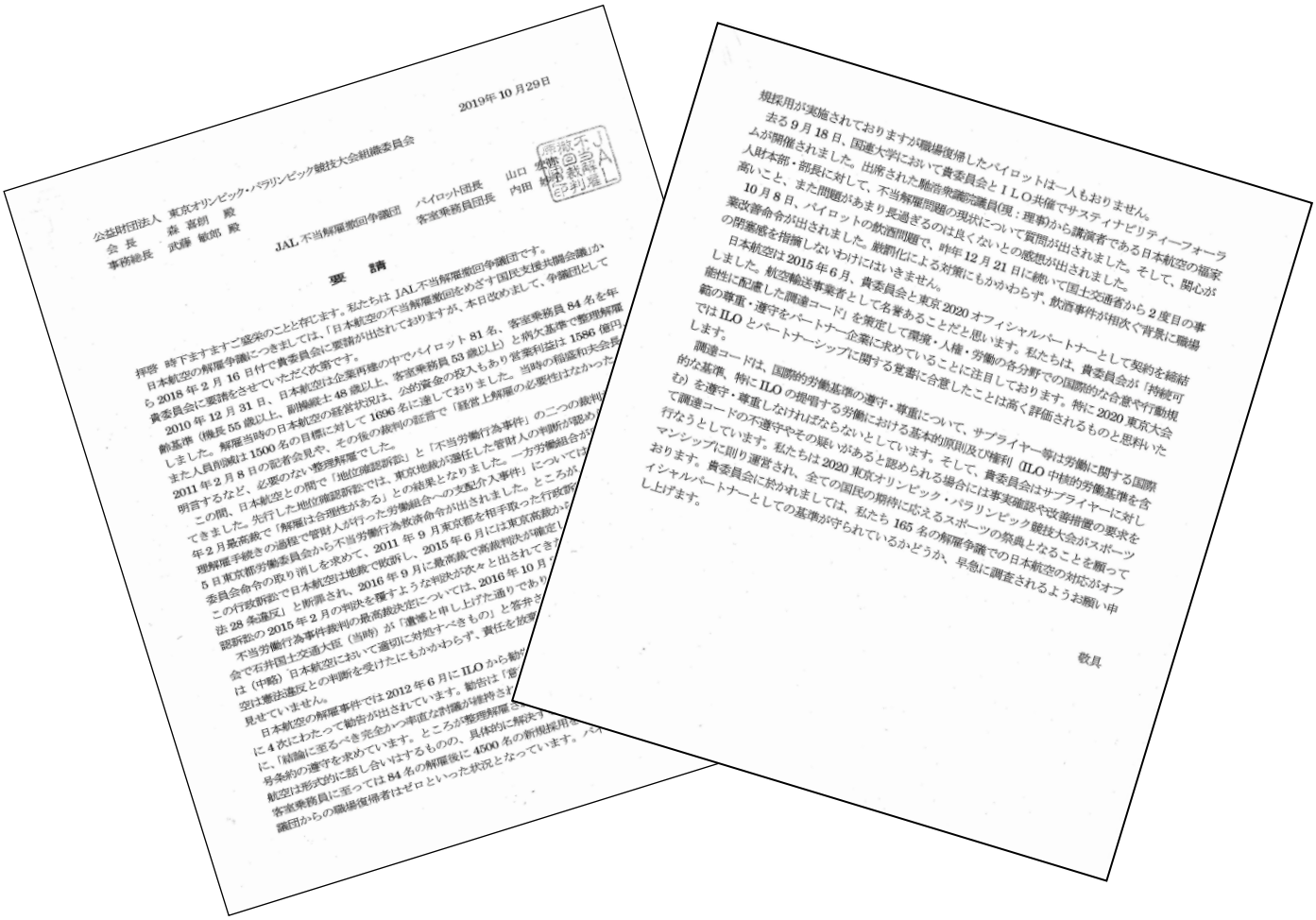
2019年10月29日

公益財団法人 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
会長 森 喜朗 殿
事務総長 武藤 敏郎 殿

JAL不当解雇撤回争議団 パイロット団長 山口 宏弥
客室乗務員団長 内田 妙

要 請

拝啓 時下ますますご盛栄のことと存じます。私たちは JAL不当解雇撤回争議団です。
日本航空の解雇争議につきましては、「日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議」から 2018 年 2 月 16 日付で貴委員会に要請が出されておりますが、本日改めまして、争議団として貴委員会に要請をさせていただく次第です。
2010 年 12 月 31 日、日本航空は企業再建の中でパイロット 81 名、客室乗務員 84 名を年齢基準（機長 55 歳以上、副機長士 48 歳以上、客室乗務員 53 歳以上）と病欠基準で整理解雇しました。解雇当時の日本航空の経営状況は、公的資金の投入もあり営業利益は 1586 億円また人員削減は 1500 名の目標に対して 1696 名に達しておりました。当時の稲盛和夫会長
2011 年 2 月 8 日の記者会見や、その後の裁判の証言で「経営上解雇の必要性はなかった
明言するなど、必要のない整理解雇でした。
この間、日本航空との間で「地位確認訴訟」と「不当労働行為事件」の二つの裁判
てきました。先行した地位確認訴訟では、東京地裁が選任した管財人の判断が認め
年 2 月最高裁で「解雇は合理性がある」との結果となりました。一方労働組合が
理解雇手続きの過程で管財人が行った労働組合への支配介入事件」については
5 日東京都労働委員会から不当労働行為救済命令が出されました。ところが
委員会命令の取り消しを求めて、2011 年 9 月東京都を相手取った行政訴
この行政訴訟で日本航空は地裁で敗訴し、2015 年 6 月には東京高裁から
法 28 条違反」と断罪され、2016 年 9 月に最高裁で高裁判決が確定し
認訴訟の 2015 年 2 月の判決を覆すような判決が次々と出されてきた
不当労働行為事件裁判の最高裁決定については、2016 年 10 月
会で石井国土交通大臣（当時）が「遺憾と申し上げた通りであり
は（中略）日本航空において適切に対処すべきもの」と答弁さ
空は憲法違反との判断を受けたにもかかわらず、責任を放
見せていません。
日本航空の解雇事件では 2012 年 6 月に ILO から勧
に 4 次にわたって勧告が出されています。勧告は「
に、「結論に至るべき完全かつ率直な討議が維持され
号条約の遵守を求めています。ところが整理解雇
航空は形式的に話し合いはするものの、具体的に解決
客室乗務員に至っては 84 名の解雇後に 4500 名の新規採用
議団からの職場復帰者はゼロといった状況となっています。パ

規採用が実施されておりますが職場復帰したパイロットは一人もおりません。
去る 9 月 18 日、国連大学において貴委員会と ILO 共催でサスティナビリティーフォーラムが開催されました。出席された馳浩衆議院議員(現：理事)から講演者である日本航空の福家人財本部・部長に対して、不当解雇問題の現状について質問が出されました。そして、関心が高いこと、また問題があまり長過ぎるのは良くないとの感想が出されました。
10 月 8 日、パイロットの飲酒問題で、昨年 12 月 21 日に続いて国土交通省から 2 度目の事業改善命令が出されました。厳罰化による対策にもかかわらず、飲酒事件が相次ぐ背景に職場の閉塞感を指摘しないわけにはいきません。
日本航空は 2015 年 6 月、貴委員会と東京 2020 オフィシャルパートナーとして契約を締結しました。航空輸送事業者として名誉あることだと思います。私たちは、貴委員会が「持続可能性に配慮した調達コード」を策定して環境・人権・労働の各分野での国際的な合意や行動規範の尊重・遵守をパートナー企業に求めていることに注目しております。特に 2020 東京大会では ILO とパートナーシップに関する覚書に合意したことは高く評価されるものと思料いたします。
調達コードは、国際的労働基準の遵守・尊重について、サプライヤー等は労働に関する国際的な基準、特に ILO の提唱する労働における基本的原則及び権利（ILO 中核的労働基準を含む）を遵守・尊重しなければならないとしています。そして、貴委員会はサプライヤーに対して調達コードの不遵守やその疑いがあると認められる場合には事実確認や改善措置の要求を行なうとしています。私たちは 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会がスポーツマンシップに則り運営され、全ての国民の期待に応えるスポーツの祭典となることを願っております。貴委員会に於かれましては、私たち 165 名の解雇争議での日本航空の対応がオフィシャルパートナーとしての基準が守られているかどうか、早急に調査されるようお願い申し上げます。

敬具